

法律 基礎知識



裁判のしくみ①

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第3版](ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規株式会社)など

S君のプラン「却下」される

「状況が許せば、忘年会は蟹を食べに行きましよう!」。新入社員のS君は張り切って提案しました。しかし、宴会幹事のA係長はつれない反応。「却下!」と話も聞いてくれません。「どうしてですか?」と食い下がるS君に、A係長はこう説明しました。「課長は蟹の看板の下を通れないくらい蟹が苦手なんだ。忘年会に蟹などあり得ない」

S君は手頃な値段でおいしい蟹を食べられるお店をみんなに紹介したかったのです。それなのに、検討さえしてもらえないなんて……。

裁判や不服申立てにおいてもこうした「門前払い」をされることがあります。「却下(きゃっか)」と表現される場合がそうです。却下というのは「要件を備えていない不適法な訴えなどとして内容が審理(検討)される前に退けられること」をいいます。

これに対して内容が審理されたうえで訴えが退けられることを「棄却(ききゃく)」とといいます。同じ訴えが退けられるにしても、内容まで審理したかどうかで「却下」と「棄却」の違いがあるというわけです(表)。

表 却下と棄却の違い

| 却下 | 棄却 | 認容 |
|------------------------|-----------------------|------------|
| 要件を満たしていない訴えとして退けられること | 内容が審理されたうえで訴えが退けられること | 訴えが認められること |
| 内容まで審理してもらえない | 内容を審理してもらえる | |

「蟹料理なんて」と検討さえしてもらえないのが「却下」。「棄却」はさしずめ「蟹しゃぶのコースもおいしそうだけれども、男性陣からボリューム不足の声が出てね……」と実現しない場合でしょうか。

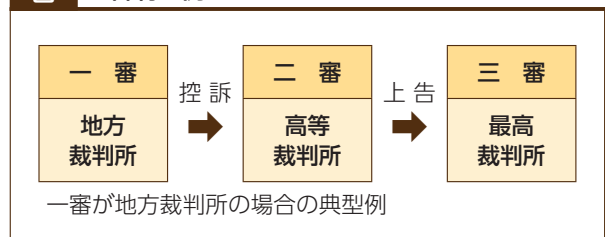
三審制

日本の裁判は三審制を採っているといわれています。これは、3度、裁判を受けるチャンスがあることを示しています。別な言い方をすれば、判決に対する不服申立てが2度できるということです。

新聞などでは「控訴(こうそ)」とか「上告(じょうこく)」といった文字を見かけますが、「控訴」とは最初の判決に対する不服申立てをいい、「上告」とは2度目の判決に対する不服申立てをいいます。典型的な例でいうと、この関係は下図のようになります(図)。

「典型的な」といったのは、裁判所の役割分担はほかにもいろいろあるからです。例えば、争われている額が140万円以下の場合や争われている罪が罰金以下の比較的軽い罪の場合には、原則として第一審が地方裁判所ではなく簡易裁判所となります。

図 三審制の例



裁判とは？

裁判用語や裁判のしくみを先に説明しましたが、そもそも裁判とはどんなものなのでしょうか？「人あるところにトラブルあり」。そういつては身も蓋ふたもないのですが、他人とのトラブルは尽きることがありません。また、犯罪も1つの社会のトラブルで、こうした行為に罰を与える必要も生じます。国や地方公共団体の処分などで国民(住民)の権利が害され、この救済を求める場合もあるでしょう。裁判はこうした民事、刑事、行政事件について、公の権威をもって解決する場所といえます。

行政事件のトラブル解決方法としては、ほかに「行政庁への不服申立て」があります。行政庁の処分などに不満があるときには、これを利用することもできます。確かに、行政庁への不服申立ては手続きが簡単で、費用もかからないため「早くて安い」といえるのですが、しよせん「行政内部の見直し」に過ぎません。問題を起こした企業に設置される内部調査委員会が往々にしてそうであるように「身内に甘いのでは？」といった不安も拭い去れません。さらに、近頃はその「早さ」も不十分なものでした。そこで、2016年4月1日、行政不服審査法が全部改正され、その処分にタッチしていない職員(審理員)が審理に当たるなど「おいしさ(公正さ)」アップのためのしくみを取り入れられたのです。それでもなお、裁判所に期待されているのは、それ以上の「おいしさ」です。

非公開の書面審理で決着する不服申立てに比べ、公開の法廷で主張をぶつけ合う裁判では、より公正な結果を期待することができます。

裁判の対象

こうした裁判ですが、どんなトラブルでも解決してくれるかといえはそうではありません。

裁判所法3条1項には、裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判し」とあります。「法律上の争訟」というのは、当事者の間に具体的な権利義務や法律関係の争いがある、しかも、その争いが法律を適用することによって解決できるものを行います。原則としてそのトラブルが「法律上の争訟」といえないと裁判所は取り合ってくれません。ですから、中央町3丁目界隈かいはいでイケメンの誉れを争うAさんとBさんが「どちらがカッコいい？」と裁判を求めてもその訴えは「却下」されることとなります。そうしたことは裁判所ではなく、鏡にでも聞くべき問題だからです。

ただ、特に法律の定めがある場合には「法律上の争訟」でなくても裁判を認めています。消費者契約法などに規定する消費者団体訴訟制度もその1つです。これは内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わり事業者の不当な行為の差止めや被害の回復を裁判所に求めることができるというものです。消費者被害の拡大を防ぐための強力な武器として導入されました。

これには「差止請求」と「被害回復」の2つがあります。「『差止請求』は、事業者の不当な勧誘や契約条項に対して、適格消費者団体が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、停止を求めることができる制度です。『被害回復』は、事業者の不当な行為によって財産的被害が生じている場合に、特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度です」(国民生活センターホームページ「消費者団体訴訟制度(団体訴権)の紹介」*より)。

制度がスタートした当時は、「差止請求」だけだったのですが、被害者が泣き寝入りして、結果として問題のある企業が得をするのはおかしいとの声が高まりました。そのため、消費者裁判手続特例法で「被害回復」のしくみが加えられました。

* 消費者団体訴訟制度(団体訴権)の紹介 <http://www.kokusen.go.jp/danso/index.html>